

花めんとして狂果的の産業合理化を強行し、ある。併し資本の集中は
 益々行われ、強權政策の下に改革し来た。今日、吾等はこれ等の同業
 をより有効に且つ強引に用ふゆめに、組合員の階級意識を明確
 にすると共に、尚といつても組合の階級を確立し斗争基金を豊富
 に積立する事は最も緊急なる仕事である。故に階級制を組合員は
 分階ノ級を以て人積積めらん事を。

実行方法

- 一 本大會で承認し即時実行すること。
- 二 積立金額は一人毎一月とし、女子、幼年組合員は五十銭とし。
- 三 納付期は毎月五月と九月とす。
- 四 即行出来難い支部は必ず又は集會を催して階級基金積立の必要を宣傳
し可成早く積立の出来得る標準備すること。
- 五 階級基金は本部に別途會計として積立る。
- 六 貸貸出、支途に及びし理事會を規則を定む。

以上

一般労働者保護法(條約)制定草案の件

環緊者 本部
 議長 藤前正氏

主文 現行保護法は組織的斗争の可能な労働階級を以て、労働者の階級意識
 を去勢し、組織的支配をなすも、同時に何等の不利益を及ぼさず、故に階級的
 階級を去り、一般労働者には何等の利益も及ぼさず、故に階級的
 階級を去り、吾等はこれ等の一般労働者の保護法の制定を即請、要するものがある。
理由 此処に多く、多く、理由を説明する近も、我々は此の目的を基礎とす
 保護法の制定を請ふ。

適用範圍

- 一 現行保護法適用以外の一切の労働者に適用すること。(鐵道、水道、瓦斯、電氣)
- 二 建築土木、興業(業)に従事するものを含む。
- 三 職業年齢を十五不。
- 四 労働時間、休日、禁煙、小休、總時間の規定、(休日規定)
- 五 労働安全設備の規定、(災害防止、救済、救急)
- 六 労働争議調整の規定、(労働争議調整)
- 七 労働基金の保護規定、(労働基金)
- 八 労働基金の明細の規定、(労働基金)
- 九 女子、深夜労働禁止の規定。